（削る）

（専門工事業・建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室を置く。

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　専門工事業の高度化に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二　建設コンサルタントの経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

三　建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に関すること。

四　建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

五　建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

六　測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

3　専門工事業・建設関連業振興室に、室長を置く。

4　建設キャリアアップシステム推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設キャリアアップシステムに関する企画及び立案並びに普及の促進に関すること。

二　建設業者及び建設コンサルタントの労働力の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

三　直轄事業における労働力の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

四　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

5　建設キャリアアップシステム推進室に、室長を置く。

（上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

2・3　（略）

4　上下水道国際推進官は、命を受けて、水道及び下水道に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務をつかさどる。

（住宅戦略官）

第七十三条　住宅局に、住宅戦略官一人を置く。

2　住宅戦略官は、命を受けて、住生活基本計画その他の住宅に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務に当たる。

（上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　上下水道国際室は、水道及び下水道に関する国際協力に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　上下水道国際室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　上下水道国際推進官は、命を受けて、水道及び下水道に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（上下水道国際室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（住宅企画官）

第七十三条　住宅局に、住宅企画官一人を置く。

2　住宅企画官は、命を受けて、住宅に関する重要事項の企画及び立案に関する事務に当たる。